

岩崎総合法律事務所 報酬基準規程

岩崎総合法律事務所（以下「当事務所」という。）は、弁護士報酬に関する規程（平成16年2月26日日本弁護士連合会会規第68号）第3条第1項に基づき、以下のとおり本規程を定める。

目次

第1章 総則	1
第2章 法律相談料及び手数料	3
第3章 着手金及び報酬金	5
第1節 民事事件	5
第2節 債務整理事件	10
第3節 刑事事件	12
第4節 少年事件	14
第4章 タイムチャージ	15
第5章 顧問料	15
第6章 日当	16
第7章 実費等	16
第8章 委任契約の終了等	16

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、当事務所又は当事務所に所属する弁護士（以下、これらを総称して「弁護士」という。）が、依頼者からの事件の受任に当たって、受任の範囲を明確にし、その費用を明らかにすることによって、依頼者と弁護士との間の認識を共通のものとし、その後のトラブルが発生することを防止するとともに、相互理解に基づく信頼関係を築くことを目的とする。

（趣旨）

- 第2条** 弁護士がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、本規程の定めるところによる。
- 2 弁護士報酬及び実費等については、依頼者と弁護士の間で締結する個別の委任契約（以下「個別委任契約」という。）に基づく定めが、本規程に基づく定めを優先する。
 - 3 個別委任契約に基づく弁護士報酬の額の定めが、本規程に基づく額の定めを上回る場合、弁護士は、依頼者に対して、事案の複雑性、特殊性その他増額の必要性を基礎づける事由の説明をするものとする。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、タイムチャージ、顧問料及び日当があり（以下これらを総称して「弁護士報酬」という。）、それぞれに意義は次表のとおりとする。

用語	意義
法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話その他の通信手段による相談を含む。）の対価をいう。
着手金	民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件など、事件または法律事務の結果に成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価として、依頼を受ける際当初に支払うべき金員をいう。なお、結果の成功、不成功を問わず、返金しない。
報酬金	事件または法律事務が終了した際に、その成功の程度や個別委任契約所定の条件に応じて、着手金とは別に支払う金員をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
タイムチャージ	当事務所に所属する弁護士、パラリーガル、事務職員等（以下、総称して「所員」という。）がその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）に一定の単位時間あたりの単価を乗じる方法で算定される委任事務処理の対価をいう。なお、単位時間未満の時間については、分単位で計算する。
顧問料	法律顧問契約によって定める内容の法律事務を、継続的に行うことの対価をいう。
日当	所員が委任事務処理のために事務所所在地を離れなければならない場合や、裁判期日に対応する場合（ウェブ会議や電話会議等の裁判所へ出頭しない期日を含む。）の対価をいう。なお、実際の拘束時間数にかかわらず、1日ごとに計算する。

(弁護士報酬の支払方法・期限)

第4条 依頼者の弁護士に対する弁護士報酬の支払方法は、現金による手渡し又は弁護士が指定する銀行口座への振込によるものとし、支払期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 着手金および手数料は、個別委任契約の締結日から1週間以内に支払うものとする。
 - (2) 報酬金、タイムチャージおよび日当は、第48条（精算）及び第49条（仮精算）の定めにより支払うものとする。
 - (3) 法律相談料は、法律相談終了時に支払うものとする。
 - (4) 顧問料は、当月分につき前月の末日までに支払うものとする。
 - (5) その他の弁護士報酬は、個別委任契約の契約書に定めるところによる。
- 2 前項の定めにかかわらず、弁護士報酬の支払方法及び期限については、個別委任契約において別段の定めをすることができる。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、弁護士報酬について着手金及び報酬金という定め方をした場合において、弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(複数の弁護士が関与する場合)

第6条 弁護士が受任した事件の処理について、弁護士の事情により、当事務所に所属する他の弁護士又は当事務所に所属しない他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱う。

2 弁護士が受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて当事務所に所属する他の弁護士又は当事務所に所属しない他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

(消費税に相当する額)

第7条 本規程に定める弁護士報酬は消費税を含まない金額であり、依頼者は、弁護士に対して、消費税を上乗せした金額を支払わなければならない。

2 消費税の金額は、弁護士報酬債権の発生時期に対応する税率による。

第2章 法律相談料及び手数料

(法律相談料)

第8条 法律相談料は、30分ごとに金5000円以上金5万円以下の範囲内で、弁護士と依頼者が協議の上で定める。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議の上、前項に定める額を超える法律相談料を受けることができる。

(手数料)

第9条 手数料は、個別委任契約において特に定めのない限り、次表のとおりとする。

業務の種類	手数料の額	
契約書、遺言書その他これらに類する書類作成及び作成相談	経済的利益の額が300万円以下	10万円
	300万円を超え3000万円以下	1% + 7万円
	3000万円を超え3億円以下	0.3% + 28万円
	3億円を超える場合	0.1% + 88万円
	公正証書にする場合	5万円以上を別途加算する
民事信託組成支援	信託財産の価額に応じて以下により算出された額。ただし、50万円を最低額とする。	

	1億円以下	1%
	1億円を超え3億円以下	0.5% + 50万円
	3億円を超え5億円以下	0.3% + 110万円
	5億円を超え10億円以下	0.2% + 160万円
	10億円を超える場合	0.1% + 260万円
内容証明郵便作成	5万円以上20万円以下	
債務整理事件に関する債権届の作成・提出	5万円以上20万円以下	
書面による鑑定（法律上の判断又は意見の表明）	20万円以上	
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	20万円以上	
会社設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算、M&A、法務デューデリジェンスその他会社関係法務	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併、分割、M&A及び法務デューデリジェンスについては200万円を、通常清算については100万円を、それぞれ最低額とする。	
	1000万円以下	40万円
	1000万円を超え2000万円以下	3% + 10万円
	2000万円を超え1億円以下	2% + 30万円
	1億円を超え2億円以下	1% + 130万円
	2億円を超え20億円以下	0.5% + 220万円
	20億円を超える場合	0.3% + 620万円
前項以外の登記申請	1件につき5万円以上	
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万円以上
遺言執行	経済的利益の額が300万円以下	30万円
	300万円を超え3000万円以下	2% + 24万円
	3000万円を超え3億円以下	1% + 54万円
	3億円を超える場合	0.5% + 204万円
	遺言執行に裁判手続を要する場合	裁判手続に関する弁護士報酬を別途受領することができる
登記簿謄本、戸籍謄本、住民票の写しその他各種証明書の取得	1通につき1000円	

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議の上、前項に

定める額を超える手数料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、個別委任契約において特に定めのない限り、次表のとおり算定する。

(1)	金銭債権	債権総額 (利息及び遅延損害金を含む。)
(2)	将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
(3)	継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
(4)	賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額
(5)	所有権	対象たる物の時価相当額
(6)	占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
(7)	建物についての所有権に関する事件	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
(8)	地役権	承役地の時価の2分の1の額
(9)	担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
(10)	不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件	第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
(11)	詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
(12)	共有物分割請求事件	対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
(13)	遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額

(14)	遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
(15)	金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

（経済的利益算定の特則）

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額するものとする。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとする。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき

（経済的利益—算定不能な場合）

第13条 第11条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮し、弁護士と依頼者が協議の上、個別委任契約において着手金及び報酬を定める。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第14条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円を超え3000万円以下	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

2 前項の着手金は、金20万円を最低額とする。

3 前2項の定めにかかわらず、弁護士が着手金を受領せずに第1項記載の事件を受任した場合における報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	報酬金
300万円以下	30%
300万円を超え3000万円以下	20%+30万円

3000万円を超え3億円以下	14%+210万円
3億円を超える場合	10%+1410万円

(調停事件及び示談交渉事件)

第15条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、それぞれ前条の規定を準用する。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、個別委任契約に特に定めのない限り、前条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、個別委任契約に特に定めのない限り、前条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 4 前3項の着手金は、金20万円を最低額とする。

(契約締結交渉)

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第14条の規定を準用する。ただし、当該規定により算定された額の2分の1に減額することができる。

- 2 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(手形・小切手訴訟、督促手続及び即決和解事件)

第17条 手形・小切手訴訟事件、督促手続事件及び即決和解事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 前項の事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定された額と前項の規定により算定された額との差額とし、報酬金は第14条の規定を準用する。

(証拠保全事件)

第18条 証拠保全事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、各金10万円以上とする。

- 2 訴訟事件を併せて受任している場合であっても、弁護士は、前項の着手金及び報酬金を受領することができる。

(離婚事件)

第19条 離婚事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚調停事件、離婚仲裁センター事件 又は離婚交渉事件	金30万円以上	金30万円以上
	金60万円以下	金60万円以下

離婚訴訟事件	金40万円以上 金100万円以下	金40万円以上 金100万円以下
--------	---------------------	---------------------

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料、婚姻費用、養育費など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者及び相手方の収入・資産の状況、親権・監護権・面会交流についての争いの有無、離婚事由や有責性の有無、事案の複雑さ、事件処理に要する手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮し、適正妥当な範囲で増額することができる。
- 6 離婚事件に付帯関連する各事件（婚姻費用、面会交流、監護者指定にかかる調停、審判等）については、別個の事件としてそれぞれ第14条（事件の性質によっては第13条）の規定により着手金及び報酬金を定める。

（境界に関する事件）

- 第20条** 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、それぞれ金40万円以上とする。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
 - 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額とする。
 - 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
 - 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

（借地非訟事件）

- 第21条** 借地非訟事件の着手金は、個別委任契約に特に定めのない限り、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	金30万円以上 金60万円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。
 - (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認め

られたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額

(2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額とする。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

第22条 仮差押及び仮処分各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

2 前項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

3 保全執行事件は、個別委任契約に特に定めのない限り、その執行が重大又は複雑なときのみ保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。

4 前3項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

5 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金20万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第23条 民事執行事件及び執行停止事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。

2 民事執行事件及び執行停止事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

3 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、金20万円を最低額とする。

(行政上の不服申立事件)

第24条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の3分の2とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、金20万円を最低額とする。

第2節 債務整理事件

(債務整理事件の報酬算定において考慮すべき事情)

第25条 破産事件、民事再生事件、特別清算事件、会社更生事件及び任意整理事件（以下「債務整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量等の諸般の事情を考慮して算定するものとする。

2 債務整理事件の報酬金は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等の諸般の事情を考慮して算定するものとする。

(事業者の債務整理事件)

第26条 事業者（法人又は個人事業主をいう。）の債務整理事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、それぞれ次表のとおりとする。

事件の種類	着手金	報酬金
破産事件	金50万円以上	第14条の規定を準用する。ただし当該金額が着手金として定めた金額に満たない場合には、着手金として定めた金額以上の金額。
民事再生事件	金100万円以上	
会社更生事件	金200万円以上	
特別清算事件	金100万円以上	
任意整理事件 (清算事件を含む。)	金50万円以上	

2 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合及び民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件）の着手金及び報酬金については、前項の規定により算定された額の2分の1とする。

3 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。

4 任意整理事件が清算により終了したときの第1項に定める報酬金は、配当原資額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額をいう。）を基準として算定する。

(非事業者の破産事件)

第27条 非事業者（事業者ではない個人をいう。）の破産事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、次表のとおりとする。

	着手金	報酬金
基本報酬（同時廃止）	金20万円以上	金20万円以上
管財事件（同時廃止で終了せず破産管財人が選任された場合）	金30万円以上	金30万円以上
債務総額が1000万円を超える場合	債務総額1000万円ごとに金10万円を別途加算	

債権者数が20名を超える場合	債権者10名ごとに 金10万円を別途加算	
----------------	-------------------------	--

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者の破産事件の規定を準用することができる。

- (1) 債権者数が50名を超える場合
- (2) 住宅ローン債務を除く債務総額が3000万円を超える場合
- (3) 居住用不動産を除く総財産の価額が3000万円を超える場合
- (4) 前各号に掲げるほか、特に複雑又は特殊な事情がある場合

3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金及び報酬金については、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。

（非事業者の民事再生事件）

第28条 非事業者の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件）の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、次表のとおりとする。

	着手金	報酬金
基本報酬	金20万円以上	金20万円以上
住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する場合	金30万円以上	金30万円以上
債務総額が1000万円を超える場合	債務総額1000万円ごとに 金10万円を別途加算	
債権者数が20名を超える場合	債権者10名ごとに 金10万円を別途加算	

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者の民事再生事件の規定を準用することができる。

- (1) 債権者数が50名を超える場合
- (2) 住宅ローン債務を除く債務総額が3000万円を超える場合
- (3) 居住用不動産を除く総財産の価額が3000万円を超える場合
- (4) 小規模個人民事再生又は給与所得者等再生のいずれの要件にも該当しない通常民事再生事件
- (5) 前各号に掲げるほか、特に複雑又は特殊な事情がある場合

3 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件）の着手金及び報酬金については、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。

（非事業者の任意整理事件）

第29条 非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、次表のとおりとする。

着手金	債権者1社あたり2万円
報酬金	債権者1社あたり2万円 + 債権者主張の債権額と和解金額との差額の10%

2 前項にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者（中小事業者に対して比較的多額の金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者をいう。）又はヤミ金融（貸金業登録を行っていない貸金業者又は出

資法の制限を超える金利で貸し付けを行う貸金業者をいう。)が含まれる場合、前項の1社あたりの着手金及び報酬金は、それぞれ当該業者1社あたり金5万円とする。

3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者の任意整理事件の規定を準用することができる。

- (1) 債権者数が30名を超える場合
- (2) 住宅ローン債務を除く債務総額が3000万円を超える場合
- (3) 前各号に掲げるほか、特に複雑又は特殊な事情がある場合

4 債権者との間での和解が成立した後、再度支払条件等の変更につき当該債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。

(債務整理事件に伴う過払金返還請求事件)

第30条 債務整理事件の処理に伴い、債権者から過払金の返還を受けた場合、債務整理事件の着手金及び報酬金とは別に、交渉により返還を受けた場合は返還金額の20%、訴訟(訴訟提起後の和解を含む。)により返還を受けた場合は返還金額の25%に相当する報酬金が別途発生する。

(債務整理事件に伴う訴訟等)

第31条 債務整理事件に関して、前条の過払金返還請求事件以外に、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立をする必要がある場合、当該申立に関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができる。

(債務整理の方針変更に伴う措置)

第32条 債務整理事件に関して、任意整理から破産又は民事再生へ方針変更をする場合の着手金及び報酬金は、次の各号のとおり処理する。

- (1) 任意整理の和解案の提示前に破産又は民事再生に移行せざるを得なくなったときは、破産又は民事再生の着手金のみ受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。
- (2) 任意整理の和解案の提示後、任意整理完了前に破産又は民事再生に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に破産又は民事再生の着手金を受領できるものとする。ただし、破産又は民事再生に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。

(応訴手数料)

第33条 債務整理事件に伴い、債権者から提起された貸金返還等請求訴訟に対して応訴した場合、1事件あたり金3万円の応訴手数料が発生する。ただし、2回以上の弁論期日を要し、答弁書以外の準備書面等を作成する必要がある場合、通常の訴訟に準ずる着手金・報酬金を請求するものとする。

第3節 刑事事件

(刑事事件の着手金及び報酬金)

第34条 刑事事件の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、次表のとおりとする。

報酬の名称		報酬発生の時点	報酬の金額
着手金	基本着手金	個別委任契約成立時	金20万円以上
	勾留決定時追加着手金	逮捕されている被疑者に対して勾留決定がされた時	金20万円以上
	起訴時追加着手金	被疑者に対する起訴（求略式命令を除く。）が行われた時	金20万円以上
	付随申立追加着手金	保釈、勾留執行停止、勾留取消、抗告（準抗告、即時抗告、特別抗告を含む。）、勾留理由開示請求等の付随事件の申立（検察官からの抗告に対する対応を含む。）及び不起訴意見書等の提出1回ごと	金5万円以上
中間報酬金	示談成立中間報酬金	被害者等との間に示談が成立した時	金20万円以上
	身柄解放中間報酬金	被疑者・被告人の身柄が解放された時	金20万円以上
	付随申立中間報酬金	保釈、勾留執行停止、勾留取消、抗告（準抗告、即時抗告、特別抗告を含む。）が認容（一部認容を含む。）された時（その結果身柄が解放された際には、前記身柄解放報酬金が別途発生する。）	金5万円以上
終結報酬金	捜査段階終結報酬金	不起訴処分時（嫌疑無し、嫌疑不十分、起訴猶予のいずれも含む。）	金20万円以上
		求略式命令がされた時	金10万円以上
	公判終結報酬金	無罪判決（一部無罪を含む。）の言渡し時	金50万円以上
		執行猶予付有罪判決の言渡し時	金30万円以上
		検察官による求刑より軽減された実刑判決が言渡された時	前段により定められた金額の範囲内で、軽減の度合いに応じた金額
	検察官上訴に対する棄却判決の言渡し時	金30万円以上	

（検察官の上訴取下げ等）

第35条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、前条の規定を準用する。

（告訴、告発等）

第36条 告訴又は告発の手続（告訴状又は告発状の作成及び告訴又は告発の代理業務をいう。）の着手金は、個別委任契約に特に定めのない限り、1件につき金20万円以上とし、当該告訴又は告発が捜査機関に受理された場合、報酬金として金20万円以上が発生する。

2 検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき金20万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

(日 当)

第37条 身柄拘束されている被疑者・被告人に対する接見を行った場合、現地調査、事情聴取等のために弁護士が事務所外へ出張した場合、告訴、告発等の手続に伴い弁護士が捜査機関等に出頭した場合その他刑事事件の処理に伴い所員の事務所外への出張が発生した場合並びに裁判期日に対応する場合（ウェブ会議や電話会議等の裁判所へ出頭しない期日を含む。）には、第43条所定の日当が発生する。

第4節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第38条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金及び報酬金は、個別委任契約に特に定めのない限り、次表のとおりとする。

	報酬の名称	報酬発生の時点	報酬の金額
着手金	基本着手金	個別委任契約締結時	金20万円以上
	勾留決定時追加着手金	逮捕されている少年に対して勾留決定がされた時	金20万円以上
	観護措置決定時追加着手金	家庭裁判所送致後、観護措置決定が行われた時	金20万円以上
	試験観察決定時追加着手金	試験観察処分の決定時	金10万円以上
	付随申立追加着手金	勾留執行停止、勾留取消、観護措置決定に対する異議申立、抗告（準抗告、即時抗告、特別抗告を含む。）、勾留理由開示請求等の付随事件の申立（検察官からの抗告に対する対応を含む。）及び意見書等の提出1回ごと	金5万円以上
中間報酬金	示談成立中間報酬金	被害者等との間に示談が成立した時	金10万円以上
	身柄解放中間報酬金	少年の身柄が解放された時	金20万円以上
	付随申立中間報酬金	勾留執行停止、勾留取消、観護措置決定の取消、抗告（準抗告、即時抗告、特別抗告を含む。）が認容（一部認容を含む。）された時（その結果身柄が解放された際には、前記身柄解放報酬金が別途発生する。）	金5万円以上
終結報酬金	捜査段階終結報酬金	審判不開始決定がされた時	金30万円以上
	少年審判終結報酬金	非行事実なしを理由とする不処分決定時	金50万円以上
		非行事実なし以外を理由とする不処分決定時	金30万円以上
		保護観察処分又は児童自立支援施設等送致処分の決定時	金20万円以上

		少年院送致処分の決定時に、調査官意見書より軽減された場合	前段により定められた金額の範囲内で、軽減の度合いに応じた金額
--	--	------------------------------	--------------------------------

- 2 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき弁護士が引き続き受任した場合等)

第39条 家庭裁判所送致前に弁護士が受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

- 2 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致（逆送）されたときの刑事事件の弁護士報酬は、刑事事件の例による。ただし、弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

(日 当)

第40条 第37条の規定は少年事件について準用する。

第4章 タイムチャージ

(タイムチャージ)

第41条 弁護士は、個別委任契約の定めにより、タイムチャージにより弁護士報酬を受けることができる。

- 2 前項のタイムチャージの一定の単位時間当たりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して、1時間あたり3万円以上で、個別委任契約において定める。
- 3 第1項の場合において、弁護士は、依頼者との協議により、個別委任契約で定める相当額を、あらかじめ預かることができる。

第5章 顧問料

(顧問料)

第42条 顧問料は、月額5万円以上で、依頼者との間の協議により法律顧問契約において定める額とする。

- 2 法律顧問業務の内容は、依頼者との協議により法律顧問契約において定めるものとし、特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談に限られるものとする。
- 3 法律顧問契約においては、月間で実施する法律顧問業務の時間数の上限を定め、これを超過した場合には、タイムチャージが別途発生するものと定めることができる。
- 4 弁護士は、依頼者と協議の上、前各項の事項を含む法律顧問契約の内容を決定する。

第6章 日 当

(日 当)

第43条 日当は、個別委任契約に特に定めのない限り、1日あたり3万円以上とする。

2 弁護士は、依頼者と協議の上、前項の日当を概算によりあらかじめ依頼者から預かることができる。

第7章 実費等

(実費の負担)

第44条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費を負担する。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(実費のみなし請求)

第45条 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼者と協議の上、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を精算しないことができる。

2 謄写料については、白黒1枚あたり10円、カラー1枚あたり50円を要したものとみなして請求することができる。ただし、実際に要した実費がこれを上回る場合には、当該実費を請求する。

3 出張にあたり自動車を使用した場合、交通費として、1キロメートルあたり15円を要したものとみなして請求することができる。ただし、実際に要した実費がこれを上回る場合には、当該実費を請求する。

4 裁判手続等に際して裁判所へ予納した郵券は、手続終了後にその一部又は全部を裁判所から返還を受けたとしても、これを依頼者へ返還することを要しない。

(交通機関の利用)

第46条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第8章 委任契約の終了等

(事件処理が中途終了した場合の報酬等)

第47条 事件等の処理が、委任契約の解除又は事件処理が不能となる事由の発生により途中で終了した場合、弁護士は、依頼者と協議の上、事件処理の程度に応じて、受領済みの報酬等の全部若しくは一部を返還し、又は報酬等の全部若しくは一部を請求する。この場合、着手金については、理由の如何を問わず返還せず又は全部を請求するものとする。

2 前項の中途終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は、受領済みの報酬等の全部を返還する。ただし、弁護士が既に事件等の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議の上、その処理の程度に応じて、受領済みの報酬等の全部若しくは一部を返還せず、又は報酬等の全部若しくは一部を請求することができる。

3 第1項の中途終了につき、次の各号のいずれかに掲げる事由があるとき、その他第1項の中途終了につき依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、受領済みの報酬等の全部を返還せず、又は報酬等の全部を請求することができる。この場合の報酬等の額は、事件等の処理が全て成功したものとみなして算定する。

- (1) 依頼者が、相手方との合意締結、訴えの取下その他の方法により、弁護士の同意なく自ら事件等を終了させたとき
- (2) 依頼者が故意又は重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき
- (3) 依頼者が本契約に基づき負担する金銭債務の支払いを一部でも遅滞したとき
- (4) 依頼者が事件等の処理に協力しないとき（音信不通となった場合を含む。）
- (5) 前二号に掲げるほか、依頼者が個別委任契約の定めに違反したとき

（精算）

第48条 事件等の処理が終了した場合（前条第1項の中途終了の場合を含む。）、弁護士は、事件処理の結果に基づき報酬等の額を算出の上、依頼者と弁護士間及び弁護士と相手方等との間で授受された金銭、弁護士が立て替えて支出した実費その他の金銭について精算を行う。

- 2 弁護士は、前項の精算の過程を記載した精算書を作成し、これを依頼者に交付（精算書を電子データで作成した場合は送信）する。ただし、弁護士が請求し又は返金すべき金銭がない場合、この限りではない。
- 3 第1項の精算の結果、弁護士が依頼者に対して請求すべき金銭がある場合、依頼者は、弁護士に対し、精算書記載の期限まで（精算書に記載がない場合は精算日から2週間以内）に、当該金銭を支払う。
- 4 第1項の精算の結果、弁護士が依頼者に対して返還すべき金銭がある場合、弁護士は、依頼者に対し、精算日の翌月末日までに返金する。
- 5 前二項にかかる振込手数料は、依頼者の負担とする。

（仮精算）

第49条 弁護士は、事件等の処理の途中で弁護士が必要と認めたときはいつでも、その時点の事件処理の程度に基づく報酬等の額を算出の上、依頼者と弁護士間及び弁護士と相手方等との間で授受された金銭、弁護士が立て替えて支出した実費その他の金銭について仮精算を行うことができる。

- 2 タイムチャージ制を採用している場合、前項の仮精算は、原則として月に1回行うものとする。
- 3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の仮精算に準用する。

（弁護士報酬不払の際の処置）

第50条 依頼者が、着手金、手数料又は実費等の支払いを一部でも遅滞した場合、事件等の処理に協力しない場合（音信不通となった場合を含む。）、その他個別委任契約の定めに違反した場合、弁護士は、次の各号に掲げる処置の一部または全部を講じることができる。

- (1) 事件等の処理に着手せず又はその処理を中止することができる。
 - (2) 依頼者の弁護士に対する金銭債務（報酬等の支払債務）と弁護士の依頼者に対する金銭債務（預り金、保証金、相手方から収受した金銭の返還義務等）とを相殺することができる。
 - (3) 弁護士が保管中の金銭、物品、書類その他の物を依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 2 弁護士が前項の処置を講じた結果、依頼者又は第三者に損害が生じた場合であっても、弁護士は何らの責任を負わない。

附 則 （2018年12月3日）

- 1 この規程は、2018年12月3日より施行する。

附 則 （2026年1月28日）

- 1 この規程は、2026年1月28日より施行する。